

(別紙様式1)

令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画

都道府県名： 奈良県
農業委員会名： 広陵町農業委員会

I 農業委員会の状況(令和3年3月31日現在)

1 農家・農地等の概要

	農家数(戸)
総農家数	611
自給的農家数	301
販売農家数	310
主業農家数	18
準主業農家数	30
副業的農家数	262

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	農業者数(人)
農業就業者数	189
女性	40
40代以下	9

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	経営数(経営)
認定農業者	32
基本構想水準到達者	8
認定新規就農者	3
農業参入法人	0
集落営農経営	3
特定農業団体	0
集落営農組織	3

※農業委員会調べ

単位:ha

	田	畑	普通畑			計
			普通畑	樹園地	牧草畑	
耕地面積	446	58	58			504
経営耕地面積	273	16	14	2		289
遊休農地面積	6.6	1.4	1.4			8.0
農地台帳面積	502	77	77			579

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入

※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 農業委員会の現在の体制

新制度に基づく農業委員会

任期满了年月日 R 5 年 7 月 19 日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	14	14
認定農業者	—	6
認定農業者に準ずる者	—	2
女性	—	2
40代以下	—	0
中立委員	—	1

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員	6	6	11

II 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

現 状 (令和3年3月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	504 ha	80 ha	15.9 %
課 題	農業従事者の高齢化、所有権移転や賃貸借にあたる出し手と受け手の土地権利意識の違いにより、農地集積が進まないという側面がある。		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、把握時点において担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

2 令和3年度の目標及び活動計画

目 標	集積面積	81 ha (うち新規集積面積 1.0 ha)
	目標設定の考え方:	農政部局や農地中間管理機構との連携により賃貸借や利用権設定制度の周知、新規就農支援制度の周知を徹底する。
活動計画	様々な支援制度のチラシ・リーフレットを活用するとともに広報誌やHPでの発信を行う。 農地中間管理制度の周知及び広陵町農地バンク登録農地の情報を発信する。	

※1 集積面積は、当該年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※2 新規集積面積は、集積面積のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転させた農地)をどの程度増加させるかを記入

※3 活動計画は、目標の達成のために何月に行うのか等詳細かつ具体的に記入

III 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

新規参入の状況	H30年度新規参入者数	R1年度新規参入者数	R2年度新規参入者数
	1 経営体	5 経営体	4 経営体
	H30年度新規参入者が取得した農地面積	R1年度新規参入者が取得した農地面積	R2年度新規参入者が取得した農地面積
	0.1 ha	0.7 ha	0.7 ha
課 題	農業所得の低迷等により、農業での生計維持が難しいことが懸念される。また、設備投資等の初期投資費用の調達が難しいことも懸念される。		

※1 新規参入者数は、過去3年の農地の権利移動を伴う各年度ごとの新たな新規参入者を記入し、法人雇用や親元就農は含まない(欄の最も右が昨年度)

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

2 令和3年度の目標及び活動計画

参入目標数	5 経営体	参入目標面積	0.5 ha
活動計画	広陵町農業塾の塾生等担い手候補に対して農地の斡旋等の支援を随時実施する。 新規就農者向けの支援策の周知徹底(随時)。また、高収益な作物の参入を促進する。		

※1 目標は、1年間に新たに参入させる新規参入者数及び参入目標面積を記入

※2 活動計画は、目標の達成のために何月に行うのか等詳細かつ具体的に記入

IV 遊休農地に関する措置

1 現状及び課題

現 状 (令和3年3月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	512 ha	8.0 ha	1.6 %
課 題	農業従事者の高齢化や後継者不足により遊休農地の発生が見込まれる。		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 令和3年度の目標及び活動計画

目 標	遊休農地の解消面積 0.5 ha		
	目標設定の考え方: 農地パトロールにより、遊休農地の早期発見に努め、所有者の意向にあった解消方法を示唆する。		
活 動 計 画	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
	20 人	8月～10月	10月～11月
	調査方法	1. 町内全農地を対象とした目視による巡回調査 2. 農地が集団的に利用されている地域等、周辺農地に及ぼす影響の大きい地域の徹底調査	
	農地の利用状況調査		
農地の利用意向調査	実施時期	調査結果取りまとめ時期	
	11月	1月～2月	
その他	農地利用状況調査以外で遊休農地を発見した場合は、所有者等に後継者の有無や今後の利用意向を確認し、耕作見込みがなければ農地中間管理機構を介した担い手の貸し出し等を提案する。		

※1 遊休農地の解消面積は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

※2 遊休農地の解消面積は、市町村等が策定した目標を農業委員会が共有している場合には、当該市町村等の目標を記入しても差し支えない

※3 「その他」欄には、利用状況調査・意向調査以外の遊休農地解消のための活動を記入

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

現 状 (令和3年3月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)
	504 ha	2.4 ha
課 題	農地パトロール等を実施し、違反転用の農地については把握が進んでいるものの、農地所有者及び使用者への周知等が不十分である。	

※ 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2 令和2年度の活動計画

活動計画	農地パトロール(8月～10月)
------	-----------------

※ 活動計画は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に行うのか等詳細かつ具体的に記入